

反障害通信

4 号

06.2.10

「障害者自立支援法」の成立は何を意味するのか

— 「痛みをともなう」構造改革の中でおきていること

昨年末「障害者自立支援法」が通りました。わたしも、この法律を福祉の切捨ての中で、それを加速させる、被障害者の生活を危うくする、抛出制度の枠組みへ組み込んでいく、などなどの分析をしていたのですが、もうひとつ大切なことを押さえ損なっていたのではないかと押さえています。

それは、法律論議に乗って言えば、ちょうど憲法9条がPKO法、イラク特措法の制定などで、絵に描いたもちになっていったように、基本的人権の障害に関わるところが、この法律で絵に描いたもちになっていく、そのこと加速させるのではないかと思うのです。

そのように思ったエピソードを3つ出してみます。

ひとつは、「自立支援法」審議の際に出ていた傍聴席の「やじ」の応酬ででていたこと。衆議院本会議05年10月31日で、与党案の「自立支援法」反対(民主党案賛成)の意見表明の中で出ていたことです。

「また、委員会採決終了後に、傍聴席にいる障害者から「反対!障害者を殺す気か?」という声があがったときに、自民党の新人議員は「まだ殺してないよ」と発言したのです。しかも、その発言を批判すると、反省するでもなく「だって、まだ殺してないじゃん」と言い切ったのです。」

これは絵に書いたもちというよりは、この法律の底にある、本音のようなことが表れた発言だと思えます。「まだ殺してないよ!」ということは、「将来殺すぞ!」ということでしょうか? 言葉のあやということがあります。でも、少なくともこの発言には「障害者は死んでいなくなればよい」という本音がでているとしかわたしにはとらえられません。

これは、議事録では、「また、委員会採決終了後に、自民党のある議員は、障害者に対する不適切な発言をしたのであります。この発言は、私にとって聞くにたえない極めて残念なものでした。」と換えられています。こんな発言が出たら、それこそ審議がとまりそうなこと。また、そもそもこの厚生労働委員会の審議の中で、資料のでたらめさが指摘されているのに、それでも議決されていく、恐ろしいものです。

それに、そもそも指摘しておかねばならないことがあります。実は衆議院のインターネットのHPで当日議論されたことが、その日の夜にはビデオで見れるのです。上記の発言の引用はテープから私が起こしたものです。ですが、そのビデオには字幕なし。さらに議事録がそのHPに載せられるのが、かなり後になります。しかも、今回改ざんされている。「聴覚障害者」の情報保障というところから考えると信じられないことです。こんな政治

があるのでしょうか?

二つ目、『福祉労働』の一番新しい号で、自立支援法の特集をしているのですが、やたら、「サービス」という言葉が出てくるのです。「応益負担」などというこの法律のキー概念になる意味不明の言葉がどこから出てくるのか不思議だったのですが、わたしの勉強不足。サービスだから、それを受けるのにお金を負担するという発想なのです。でも、そもそも「障害者福祉」関係の裁判をやっていると、福祉は権利なのか、恩恵—サービスなのかというところでの争いになります。そのことは「裁量権」という言葉で端的にあらわれています。立法や行政の裁量権として、司法が追随していく、判断を下さない、ということが上級審に行けば行くほど、はなはだしくなっています。そして、支援費で「応能負担」を広げ、さらにこの法律の「応益負担」ということで、まさに「福祉」をサービスとして大きくかじをきった、というよりは権利としての性格を切り捨てたということではないかと思うのです。そこには「そもそも障害とは何か」というとらえ返しが欠落しているのです。

今、生活保護の申請を、受給要件を満たしているひとの十分の一・百分の一に押さえていて、書類も渡さないで門前払いする、そういう中で全国で餓死者が出ているということテレビでやっていました。そのことにつながっているのかもしれませんが、まさに、「負け組」は死ぬということなのです。

さて、三つ目の話。新しい手話が今作られています。そのことを巡る議論については、別の機会にふれますが、ここでとりあげるのは、「応益負担」「応能負担」の言葉。ふたつともおかしいのですが、特に「応益負担」、これを「サービスにお金を払う」という表現をします。昔からの手話なら「益に合わせて(対して)お金を払う」になります。こちらのほうが、そもそも「益って何?」と疑問が出てくると思うのですが、将来手話通訳に対してお金を払うようになるのか否かがろう者の中では焦点になっていて、しかも、法律の趣旨を逆によく理解した上での表現なのかも知れません。でも、日常的な生きる営みの中での言葉の持つ意味、言葉が現実の差別的関係を再生産していくことをとらえ返したとき、手話通訳を権利としてでなくて、サービスとしてお金を負担していくことに、言葉を作る作業が加担していくのではないかと、ぞっとしています。しかし、そもそも「応益負担」という新しい手話が、そのように表れてくるというのは、福祉が権利でなくサービスとしての性格を強めていっていることを端的に示していると言えます!

さて、もう一步踏み込んだ、自立支援法の政治全体の動きの中での位置というとらえ返しをしておきます。この法律は、小泉構造改革の中で出てきたのですが、その流れがこの法律の問題を通してはっきりしてきました。小泉首相の常套句は「民ができることは民で」です。そして、その民間企業が、雪印牛乳の中毒事件、牛肉不正表示事件、耐震強度偽装事件、生命保険会社の不正支払い、ライブドアの株価操作と、そもそも企業の信用の核心部分での不正事件が続発する中で、「市場原理主義」が何を生み出していくのかが、氷山の一角として明らかになってきています。相次ぐ企業合併の中で、競争原理がこの社会を覆い、「障害者の雇用率」も横ばいか、下がっている、企業の社会的責任という概念自体が

吹っ飛んでいくようです。そして、社会的に弱い立場におかれているものが生きにくくなっていく、格差の拡大に対して、小泉首相は「格差が広がるのは、悪いとは思わない。光りがあたるのは良いことだ、影の部分をどう調整していくのかがこれからの問題だ」という趣旨の発言をしています(06年2月1日参議院本会議)。彼の影の部分の調整とは、障害者に死ねということ、生活保護の切り詰めによって、餓死者をだす、ホームレスの生活する場を奪うことによって、死に追いやる、それの通して影の部分を消し去ることなのでしょいか? これは構造改革ではありません。改悪です。

もう一度「障害者自立支援法」に話をもどします。そもそもこの法律のキー概念は「応益負担」ということではないかと思ひます。いったい「益」とはなんなのでしょう? そもそもわたしたちの障害規定では「障害とは社会が「障害者」と規定する人たちに作った障壁と抑圧である」となります。そこでは障害の除去は「社会」の責任です。そのために必要なことをすることは、こうむっている損害の軽減です。それをどうして、「益」などにとらえられるのか、どうしても理解できません。

この法案の反対運動の中で、「障害」という言葉のとらえ返しをしようという意見が出ていました。その作業を早急にする中で、もはや、生さへも奪われようとする現実を変えていく運動に踏み出していかなばなりません。

たわしの読書メモ

- ・上野千鶴子編『脱アイデンティティ』(勁草書房)

『構築主義とは何か』の続編としてだされた本、ポストモダンの脱構築論の流れの中で、「そもそも、差異とは何か」というたわしの問題意識につながっている。

- ・『季刊福祉労働 109号』(現代書館)

「検証・自立支援法」の特集

- ・アントニオ・ネグリ&マイケル・ハート

『マルチチュード』<上下二冊>(日本放送出版協会)・・・読書中

マルクスの流れとポスト構造主義の交差するところに位置している。状況を押さえ、人の関係のあり方を問う、社会変革志向の人の必読書! ただし、差別の問題がいまひとつ押さえられていない。

HP 更新通知・掲載予定

- ◆「反障害通信4号」アップ(06.2.10)
- ◆「ろう者の問題=民族問題??」近日アップの予定・「対話を求めて」から入る

お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。巧く印字でないひとはメールで連絡ください。また縦2段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

書評 杉野昭博「障害」概念の脱構築－「障害」学会への期待」との対話

三村洋明

障害学会の発刊した、『障害学研究1』（明石書店）に杉野さんの上記の表題の文章が掲載されています。

まず、障害をめぐる言葉の定義から始めようとしています。障害学会も障害学研究会もイギリス障害学と世界的な「障害者運動」のインパクトを受けて障害の社会モデルの立場から出発したものとわたしは理解しています。ところが、きちんとした障害概念のとらえ返しもないままに出発してしまったのではないのでしょうか？ 今回は、イギリス障害学の本の翻訳者でもある杉野さんの、障害の規定からきちんとはじめようということでの上記の表題の文への期待がありました。

最初に‘障害’を‘障碍’という言葉に置き換えるのは反対である旨主張されています。杉野さんはいろいろ指摘されていますが、その核心のようなことでの反対の理由が、どうもわたしの反対の理由と180度違うようです。障害概念には社会モデル的な意味と医療モデル的な意味が並存していて、リハビリということを否定できない、医療を否定できないという意味において、医療モデルと社会モデルを並存すべきであり、医療モデルを排除した障害概念は承服できないという杉野さんの主張だろうと思います。

これは結局、国連のWHOの障害規定の中で、ICIDHが医療モデルに引きずられているとして、社会モデルへの転換をはかろうとして議論をされていたのに、結局社会モデルと医療モデルの並存におちつきICFとして出された内容を後追いつけるものでしかありません。そもそもなぜ被障害者（「障害者」）が医療モデルから社会モデルへの転換を提起したのかの意味をとらえ損なっているとしか思えないのです。

それは社会モデルへの転換を提起したイギリス障害がいまひとつ煮詰め切れていない問題にも繋がっています。そのことは二つあります。そのうちのひとつはイギリス障害学の提起が「障害とは社会が障害者と規定する人たちに作った障壁である」という規定で、言葉をみるかぎりにおいて、障壁－排除型の差別しか問題にしていません。抑圧型の差別をとらえ損なっています（煮詰め切れなかったことのもうひとつは、最後に述べます）。

すでに、ろう者が「手話をろう学校で禁止し口話主義を押し付けたのは同化という差別である」と抑圧型の差別を取り上げています（抑圧型の差別というのは抑圧、融和、同化とわたしは下位区分しています）。

そしてリハビリテーションの論理の批判も被障害者の立場からさまざまになされてきています。その端的な表現は、「なぜ私たちは「健常者」に近づかなければならないのか、そういう考えは私たちの存在を否定するものである」ということではないかと思えます。ただ、きちんと整理した提起がなされてこなかったのも、そのあたりを杉野さんは無視されたのでしょうか？ それとも届いていないのでしょうか？

さて、社会モデルへのパラダイム転換を自らの作業の軸にしているわたしの立場から提起を試みようと思えます。

リハビリということが医療的な意味でのリハビリということから始まったのだと思えますが、そこにはあるのは、ホメオタシス（「恒常性」とか訳されています）の原理、ひと生命

を維持し、ある状態を維持しようということ、そこで恒常的な状態から乖離したときの、ひとが自然治癒的に復帰していく手助け、そのような意味でのより楽に生きられる手助け、というのが医療だと思えますし、そこでのリハビリがあります。これはとりあえず、否定されるようなことではないといえます。ですが、「障害」(医療モデル)に対するリハビリというのは、「本来のあるべき姿」を想定し、それが「標準的人間像」としてもあらわれるのですが、それに近づくという意味合いでなされます。それで、「本来のあるべき姿」を想定すること自体が差別だという主張ができます。

いわば「標準的人間像を描きそこから外れるとして「障害者」として規定すること自体が差別である」という規定です。

ここで、杉野さん文に沿って、もう少し具体的に対話を試みます。

杉野さんのリハビリテーションの論理における「障害概念」というところで指摘されている、体が意志のさまたげになるというのは、「欠損としての障害」というところからきているとしかわたしにはとらえられません。これは、「中途障害者」の「障害」や「病氣」概念での「障害」でしかありません。「先天的障害」では「外」から持ち込まれない限り生まれません。そこから、そもそも、その「標準的人間像」や障害概念自体が構築されたものというとらえ方がされます。そもそも、もう一步踏み込んで、「中途障害者」の「障害」や「病氣」概念での「障害」自体も一時的にはホメオスタシスが崩れたというところでの、葛藤に陥ったとしても、そこから新しいホメオスタシスが形成されるのではないのでしょうか？確かに、社会的な「「障害」の否定性」から、否定的な思いにとらわれていくのが常としても、それを否定的にとらえないというような語りは常に出てきています。そのような意味で、「中途障害者」の「障害」や「病氣」概念での「障害」自体も「標準的人間像」として構築されたものにとらえられないのでしょうか？

もうひとつ指摘したいのは、杉野さんは「標準的人間像」と「理想的人間像」を取り違えているのではないかと、わたしはとらえ返しています。

自分がどういようになりたいとか、ひとつのことができるようになりたいというのは差別ではありません。そういう意味で理想を持つのは否定されることではありません。障害差別が起きるのは「標準的人間像」が描かれるところからきているのであって、「理想的人間像」を描くことからくるわけではありません。「理想的人間像」が優生思想と結びつく場合は別ですが、・・・。

例を出してみます。同じ「できるようにになりたい」「できるように頑張る」といっても、たとえば100mを10秒台で走りたい、さらには9秒台で走りたいということと、被障害者が歩けるようになりたいとか、非被障害者と同じようなスピードで歩きたい、もしくは少しでも近づくようになりたいということは同列ではありません。「100mを10秒台で走りたい」というのは、「理想像」ですが、「標準像」ではありません。障害差別の根拠になるのは、「標準」ということです。ICFが障害概念のパラダイム転換に失敗したのは、その文の中で、盛んに「標準」という言葉を使っていることに端的に表れています。その「標準像」がどこからきているのかとらえ返す必要があります。

誤解のないように書いておきますが、わたしはリハビリテーションということの中身の

「～～できるようになること」を全否定しているわけではありません。ですが、これまでに被障害者サイドから繰り返し提起されているように、リハビリテーションということには「ねばならない」という抑圧の論理が孕まれているのです。

ここで、「標準的人間像が描かれるのは自然的なことであり、なぜそれが差別なのか」という批判が出てきます。「人の本来の姿があり、そこから外れるものを異化してみるというのは自然だ」という意識です。ですが、事実(事実という言葉には語弊があるのですが・・)「ある確率と別の確率でいろいろ差異を持って生まれることがある」という問題です。「差異をもって」といいましたが、そもそもその「差異」自体が問題になるときに問題にならないとき、「差異」として浮かび上がらないときもあるわけです。

このあたりのことは、「できる—できない」ということの社会的なとらえ返しということの今一步のとらえ返しが出来ていないことからきているとわたしには思えます。たとえば杉野さんは「障害学は、そもそも個人がなぜできないのかという、「できないこと」自体の社会的原因の解明に向かう。」と書いています。それは、わたしサイドからすると、なぜその「できないこと」が問題になるのかというもう一步突っ込んだ観点が必要なのだと思います。杉野さんも、「配慮の平等」ということを持ち出して、「できないこと」の相対化を図ろうとしています。しかし、そもそも「配慮」という言葉自体が「障害者が障害をもっている」というところからきています。そもそも障害規定をめぐる議論の中で、「障害者が障害をもっている」こと自体を批判しようとしてきたことをとらえ返しているとは思えないのです。<差異>(「差異」として浮かび上がる以前の<そのもの>としか言いようのないこと)が、なぜ「差異」として浮かび上がるのかということ自体を問題にする必要があるのではないのでしょうか？

そのあたりはフェミニズムの「ジェンダートラブル」と対比できます。

国際障害分類 ICIDH が障害を **impairment disability handicap** という概念でとらえ返したように、フェミニズムは、**sex gender sexuality** という概念で性差別をとらえ返そうとしていました。しかし、**gender**-ジェンダー(性役割分離)ということを持ち出したことが、**sex**-性差そのものは歴然としてあるというとらえ返しを許すトラブルの元になったということです。ちょうど杉野さんの「「できないこと」自体の社会的原因の解明に向かう。」ということが、「できないこと」自体が問題として浮かび上がること自体の解明をネグレクトしてしまっていることと類比できるのではないかと思うのです。

このあたりがイギリス障害学が煮詰め切れなかったことのもうひとつのこと。結局 **impairment** を括弧にくくってしまった、ということで、そこからもう一度このこと自体をとらえ返す作業をしなければなりません(**impairment** の脱構築とか物象化批判として表せることですが)。

この課題はわたしが今書き始めている「反障害原論」テーマです。これを書き上げる中で対話を深化させたいと思っています。

「反情報・コミュニケーション障害」コーナー①

‘障害’という手話をめぐるパラダイム転換

三村洋明

わたしが手話を勉強し始めた頃、一番違和感をもったのは、‘障害者’という手話でした。「壊れている」「人々」という表現になっているからです。このことを後にろう者の友人に話したら、「それは手話の問題でもろう者の問題でもない、そもそも日本語の‘障害者’という意味が「壊れている」「人々」という意味があるから、そのことを反映しているに過ぎない」という趣旨のことを言われました。そのときはなるほどとっていて、しばらくその思いは消えていました。

さて、上記の‘障害者’という手話は、むしろ比較的新しい手話のようです。その前に、「肢体障害者」を表す手話で‘障害者’を表していたようです。これは言わば代表表現といわれることではないかと思ったりしています。「肢体障害者」「盲人」「ろう者」「いろいろ」と表すところを「肢体障害者」で代表する。しかも、その「肢体障害者」という表現が「両手首を落とした」「ひとびと」という表現になっています。これもいろんな「肢体障害者」を代表表現したようなこと。

誤解を生みそうなので、一言書いておきます。手話に医療モデル的な意味での「障害」の状況を真似るような表現があります。一般に非被障害者(非「障害者」)が「障害」を真似る行為は差別的なニュアンスを持っていますが、ろう者の状況を真似る手話には差別的なニュアンスはほとんど感じません。もちろん、ろう者の中にも聴者の価値観を身に付けて、他の被障害者に差別的な意識を持ってしまっているひとがいて、差別的にそのような表現をするひとも居るのですが、・・・。

今日、むしろ手話通訳者サイドで、他の被障害者と同席している場で、「肢体障害者」の表現を避けるようなこともあるようです。そのあたりはろう者には差別的ニュアンスはないにしても見る側の他の被障害者当事者からすると見て分かるから、まして手話の分からないひとならば差別的なことを感じてしまう、しかも表現者が聴者あれば、・・・と倍加していくことがあります。そのような中で、このあたりも、おそらく「車椅子」ということで代表表現するようになるのではとの想いをわたしはもっています。

それよりも何よりも、今一般的に広がっている「壊れている」「ひとびと」の表現の方が問題です。

確かに、昔は医療モデルで「壊れている」「ひとびと」で終わっていたのかも知れませんが、今は、医療モデルから社会モデルへの転換が叫ばれています。その社会モデルの「障害とは社会が「障害者」と規定する人たちに作った障壁と抑圧である」に合わせると、どうなるでしょうか？

そもそも手話では、これまで使われている「壊れている」「ひとびと」の‘障害者’の‘障害’と‘障害物競走’の‘障害’は違う表現になるのではと思います。

‘障害物競走’の‘障害’がまさに「障害の社会モデル」にマッチします。

この言葉に沿うと、今まで使われていた‘障害者’という言葉の代わりに‘被障害者’という言葉が使われ、「バリアに拒絶され抑圧される」「ひとびと」という表現になるので

はと思います。

言葉は移ろい行くもの、障害概念のパラダイム転換の中で、新しい手話表現が生まれていくのではと期待しています。

反障害原論－障害問題のパラダイム転換のために－(2)

三村洋明

第1章 障害規定

最初に言葉の問題から入らざるを得ません。

‘障害’ということばが、ものすごくあいまいになっているからです。そして、そのことが、議論の深化を妨げ、またそれが運動にもはっきりと波及していることがあるからです。決して言葉遊びや知的探究心で言葉を問題にしているわけではないのです。

‘障害’という言葉の歴史を押さえておく必要があるのですが、そこまで手が回りません。とりあえず、日常の使われているところから問題にしてみると、‘障害’という言葉の表し方から問題になってきます。

第1節 ‘障害’という言葉をめぐる混乱

最近、‘障害’という言葉をおきかえようという動きが出ています。‘害’という文字のイメージが悪いから、と‘障がい’、‘障碍’という文字に置き換える動きが出てきていました。それは‘障’の文字にもおよび、‘しょうがい’と全部ひらがなにすることまで起きています。これは「障害者がもっている障害に悪いイメージを押し付けられると障害者の存在が否定される」というようなところから、本人たちと意識としては反差別の立場から文字の置き換えを進めようとしているようです。「障害者が障害を持っている」という考え方は医療モデル・生物学的モデルと呼ばれています。それに対して今、イギリス障害学で「障害とは社会が障害者と規定する人たちに作った障壁である」という規定が出てきました。この規定は「障害者」にもかなり浸透してきています。上記のような言葉の置き換えを進めようとしている人たちは、このイギリス障害学の規定をどのようにとらえているのでしょうか？

さて、このような規定はイギリス障害学でなくても、日本でも使われていました。「障害者とは障害者差別を受けるものである」という反差別ということをはっきりかかげた70年代作られた全障連運動の中で起きていた規定です。正式名称を全国障害者解放連絡会議といます。ですから「障害者」と括弧をつけて使われていました。ただしこの言葉の使われ方には混乱がありました。関西を中心に‘「障害」者’という言葉が使われ、そして、「障害者に括弧をつけて「障害者」という言葉を使うのは「障害者」の運動主体としての性格をあいまいにする。だから運動主体という意味で使うときに括弧をはずそう!」として、その場合は括弧をつけない‘障害者’という言葉を使っていました。ですから、全障連の正式名称にも括弧はついていません。もうひとつ書き添えて起きますが、関西の‘「障害」者’という表記は、「そもそも障害とは何か」という問題提起をしようとしています。今日とらえ返すと医療モデルの域を超えていません。

さて、この括弧をつける表記の問題、結局国との交渉とかで公的文書を作る過程で、徹底せず、公的に使われている表記にあわせて使うということの中や、そもそも言葉に括弧をつけるとすべての言葉に括弧をつけなければいけなくなる、という認識論的な問題もでてきたのでしょうか、特に喚起を呼ぶのでなければ、括弧をつけなくて使ったりする場合も出てきて、徹底化しませんでした。

さて、話を元にもどします。ひとつひとつの表記の問題についてコメントしておきます。

まず、‘障害’の‘害’という字をひらがな表記にして、‘障がい’にすること。これはすでに書きました。それは「障害は悪ですか？」というような提起していることにも繋がっています。ですが、社会モデルからすれば、善悪論みたいことに組するのかどうかの問題があるにせよ、間違いなく「悪」です。だから、むしろ悪いイメージを突き出すべきことです。それをひらがな表記にして悪いイメージをなくそうというのは、‘差別’という悪いイメージの言葉を使うのを止めようという内容と同じ提起になってしまっているわけです。むしろ、反差別ということで言えば、障害をなくそうという意味で「障害は悪いことだ」と積極的に突き出す必要があるわけです。もちろん社会モデルへの転換を果たしていく作業の中でのことですが・・・‘差別’という言葉を使うから差別が出てくるなんて話はありません。むしろ反差別の立場にたって、きちんと言葉の問題を整理し提起していく、使っていく必要があるわけです。

‘障碍’という言葉に関しては、どうやら、この語の置き換えをしようというひとは、社会モデルを多少とも意識している節があります。ですから、社会モデルの障壁という意味で‘障害’を‘障碍’という言葉に代えるだけなら問題にはなりません。ただ、‘障碍者’という言葉を使ってしまうと、これは明らかに医療モデルになります。というより意味の通じない言葉になります(‘被障碍者’とすべきことです)。それに、もうひとつ、わたしはイギリス障害学が抜け落としている問題があると指摘しています。これは後の章でとりあげますが、差別に大まかに二つの形があり、排除型の差別と抑圧型の差別ですが、一言で言えば、「障害者は努力して障害を克服しろ！ 健常者に近づくべきだ」というような抑圧型の差別の問題を抜け落としているのです。ですから、イギリス障害学の障害規定は「障害とは、社会が「障害者」と規定する人たちに作った障壁と抑圧である」と規定に換えるべきです。ですから、障壁という意味だけか持たない‘碍’という言葉に置き換えるのはそういう意味でもおかしいのではないかと思います。‘害’のほうがむしろ抑圧的な意味をはらんでいるからです。

‘障害者’という言葉が使われ始めてまだそんなに時間がたっていないのではと思います。「明治維新」の中で、翻訳が盛んになされていたころでしょうか？ そもそもは‘障害’という言葉は「外在的」なものではなかったかと類推しています。たとえば、「障害物競走」というときの‘障害’、こちらの使われ方がポピュラーだったはずですが。それからすると‘障害者’という言葉は、「自分(たち)が何かをしようとするとき、それを妨げる者」という意味になるはずですが。これは、ちょうど、今日イギリス障害学の「社会モデル」といわれる規定ともびったり一致します。これから言うと、「障害者とは今「障害者」と呼ばれているひとたちを排除し、抑圧するひと、すなわち差別的なひと」という言い方になるはずですが。

社会モデルからすればまったく逆に意味で使われているわけです。なぜ、こんな取り違えが起きたのでしょうか？

よくある訳の間違いでもなさそうです。英米語にも同じような問題があります。米語では一般的に‘障害者’は **person with disability** ですが、英語では一般的に **disabled person** のようです。米語の規定はまさに「障害者が障害をもっている」という医療モデル的な規定。英語の **disabled** という形容詞が受動詞の形容詞的活用ということを考えるなら、まさに障害を被っているという意味をもっているというのは、語学の苦手なわたしの思い込みでしょうか？

さて、そもそも意識的に言葉を統一する必要があるかどうかの問題があります。およそ、言葉というものは自然に統一された表現になっていくものでしょうに、この‘障害’をめぐる言葉の使い方は今も増殖し続けています。そして、公的文書でも、地方自治体レベルですが、‘障害’の言葉の置き換えが起きてきている中で、それが相変わらず医療モデルの枠内にとらわれている現実をとらえるとき、「障害者自立支援法」の成立する議論の中で出て来た、‘応益負担’なる言葉が、「障害の医療モデル」にどっぷりつかっている現実をとらえるとき、反対運動の中ですでに指摘されているように、障害概念自体からとらえ返す必要が出てきていると思います。

さて、そういう中でのわたしサイドの具体的提起！

イギリス障害学で使われてる、**disabled** という受動詞の形容詞的使用を援用すれば、従来使われてきた「‘障害者’とは障害をこうむるもの」という意味不明の規定になります。こういう使われ方には前例があります。「差別者’は「差別をする者」。「差別を受ける者」は‘被差別者’となります。これからいうと従来「‘障害者」'という言葉で使ってきたことは‘被障害者’'という言葉にぴったり当てはまります。

そして‘障害者’'という言葉は前述の「今‘障害者’'と呼ばれているひとたちを排除し、抑圧するひと、すなわち差別的なひと」'意味で使えることになります。

言葉は通じなければ仕方がないという意味では‘被障害者’'だけでなく、従来使ってきた括弧をつけた「‘障害者」'という言葉も同じ意味で使用していく必要があります。

もちろん、「医療モデルにおける障害」'も医療モデル批判のために必要ですから、かっこをつけて「‘障害」'として使っていく必要もあるかと思えます。

そして、パラダイム転換のために、繰り返し新しい表現方法も使っていく必要があることは言うまでもありません。

そして従来「‘障害者運動」'と言われてきたことは障害を取り除くのは運動主体としては被障害者を軸に進められることですが、そもそも障壁と抑圧の体制を作った非被障害者（もちろん新しいモデルとして、これは暫定的表現としては‘非‘障害者」'）の側の責任の問題でもあるわけですから、‘反障害運動’'という言い方になるのではと思います。被差別者の運動主体という意味では‘被障害者当事者’'という言い方になるでしょうが、・・・。

さて、以上の提起の中で、イギリス障害学自体が、どこまできちんと突き出しているのかの問題があります。わたしは語学が苦手な、直接文献に当たっていません。それでいろんな紹介の文を探しているのですが、そこではWHOのICIDHの‘機能障害’'と日本語訳

される impairment をどうとらえるのか、という問題に解決を出せているとは言いがたい情況があります。この impairment を社会モデルの中でどうとらえるのかということをしていて、括弧にくくって、議論を進めているようにしかとらえられないのです。要するに「障害者が障害を持っている」という規定をきちんと批判しきれないで、そのことをさておいて、「障害の社会モデル」を出してきています。

ですから、わたしの提起はそのあたりの問題も含んで、すなわちパラダイム転換の徹底の問題として突き出したいと思います。

(編集後記)

- ◆今回は少し遅れました。10日位の幅で、隔月刊で出していきたいと思っています。
- ◆最近、新聞、テレビ、インターネットなどでいろんな情報が入ってくるのですが、何か分けの分からぬことばかり、なぜ、こんな不条理なことがまかり通るのか、こんな非論理的な話にごまかされていくのか、腹立たしく怒りまくっています。
- ◆「反障害原論」は次回が核心部分になるのではと思います。わけの分からぬ情況に関して、ちょっと文を書いてみたいと、予定しています。
- ◆「反情報・コミュニケーション障害」コーナーを作りました。いろんな分会のようなことを作っていききたいとも思っています。そんなことより、個人紙の性格を抜け出すことが肝要なのですが、・・・
- ◆定期刊行態勢を作れつつあり、またちょっと取り上げてくれる人もいたり、今一度きちんと広げ深化していく態勢を作らねばならないのですが、とりあえず論的な深化を優先させています。障害問題は障害問題では輪を閉じることはできません。障害問題のみならずいろんなところへの広がりも出てきています。そんな指向性をもったところで、障害問題を軸に議論を進めたいと思っています。
- ◆次回5号は4月上旬には!

反障害研究会

■会の性格規定

今、「障害」という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」に、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方の議論への参加の中で、ともに深化と広がりを求めていきたいと願っています。

■連絡先

東京都豊島区北大塚3丁目13-15-202 杉本博幸

Eメール hiro.ads@f7.dion.ne.jp

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>